

第 76 号 議 案

令和 7 年度敦賀市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度敦賀市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 481,210 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,891,427 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
42 国庫支出金		6,018,275	30,075	6,048,350
	10 国庫補助金	3,161,913	30,075	3,191,988
45 県支出金		3,769,320	4,486	3,773,806
	10 県補助金	1,375,226	4,486	1,379,712
48 財産収入		24,579	3,079	27,658
	10 財産売払収入	2	3,079	3,081
54 繰入金		3,472,476	391,333	3,863,809
	5 繰入金	3,472,476	391,333	3,863,809
57 繰越金		140,545	37,566	178,111
	5 繰越金	140,545	37,566	178,111
60 諸収入		1,545,988	1,271	1,547,259
	25 雑入	985,462	1,271	986,733
63 市債		2,374,900	13,400	2,388,300
	5 市債	2,374,900	13,400	2,388,300
歳入合計		41,410,217	481,210	41,891,427

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 総務費		9,564,236	4,818	9,569,054
	5 総務管理費	8,904,330	4,818	8,909,148
9 民生費		12,915,067	309,245	13,224,312
	5 社会福祉費	6,181,520	5,243	6,186,763
	10 児童福祉費	6,105,904	304,002	6,409,906
12 衛生費		3,047,926	6,358	3,054,284
	10 清掃費	1,060,646	6,358	1,067,004
18 農林水産業費		751,259	9,657	760,916
	5 農業費	432,837	1,700	434,537
	10 林業費	106,091	1,232	107,323
	15 水産業費	212,331	6,725	219,056
21 商工費		2,482,815	1,500	2,484,315
	5 商工費	2,482,815	1,500	2,484,315
24 土木費		3,632,645	12,824	3,645,469
	30 住宅費	604,748	12,824	617,572
30 教育費		4,987,351	136,808	5,124,159
	5 教育総務費	826,074	114,617	940,691
	10 小学校費	1,110,541	11,401	1,121,942
	15 中学校費	547,135	8,002	555,137
	20 幼稚園費	280,117	99	280,216
	30 保健体育費	643,419	2,689	646,108
歳 出 合 計		41,410,217	481,210	41,891,427

第 2 表

継 続 費 補 正

1 追 加 (単位 千円)

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
30 教育費	5 教育総務費	給食センター 建設事業	4,000,777	令和7年度	86,735
				令和8年度	3,472,634
				令和9年度	441,408

第 3 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 民生費	10 児童福祉費	栗野地区認定こども園 整備事業	260,000

第 4 表

債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保 育 園 給 食 調 理 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 从 来 令 和 1 1 年 度 未 だ	4 1 0 , 7 5 2
衛 生 处 理 场 運 転 管 理 等 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 从 来 令 和 8 年 度 未 だ	1 8 , 4 8 0
清 掃 セ ン タ ー 整 備 事 業 (地 中 障 害 物 对 応 分 ・ イ ン フ レ ス ラ イ ド 分)	令 和 7 年 度 从 来 令 和 9 年 度 未 だ	5 4 5 , 9 4 9

第 5 表

地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
給食センター 建設事業	千円 12,200	証書借入又は 証券発行 (政府資金) (そ の 他)	4.0 % 以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及びその他 の資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該 見直し後の利率)	25 年以内 (うち据 置 3 年以内) の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
こ だ も の 国 リニューアル事業	115,500	116,700

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
6 総務費	9,564,236	4,818	9,569,054
9 民生費	12,915,067	309,245	13,224,312
12 衛生費	3,047,926	6,358	3,054,284
18 農林水産業費	751,259	9,657	760,916
21 商工費	2,482,815	1,500	2,484,315
24 土木費	3,632,645	12,824	3,645,469
30 教育費	4,987,351	136,808	5,124,159
歳出合計	41,410,217	481,210	41,891,427

(単位：千円)

補正額の財源内訳				一般財源
特定財源				
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				4,818
5,623	3,500	1,200	295,343	3,579
			1,271	5,087
6,404			1,232	2,021
				1,500
	986			11,838
18,048		12,200	95,990	10,570
30,075	4,486	13,400	393,836	39,413

2 歳 入

(款) 42 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
42	国庫支出金	6,018,275	30,075	6,048,350
	10 国庫補助金	3,161,913	30,075	3,191,988
	6 民生費国庫補助金	1,341,753	5,623	1,347,376
	15 農林水産業費国庫補助金	0	6,404	6,404
	27 教育費国庫補助金	298,638	18,048	316,686
45	県支出金	3,769,320	4,486	3,773,806
	10 県補助金	1,375,226	4,486	1,379,712
	6 民生費県補助金	541,588	3,500	545,088
	21 土木費県補助金	73,287	986	74,273
48	財産収入	24,579	3,079	27,658
	10 財産売払収入	2	3,079	3,081
	3 不動産売払収入	1	3,079	3,080
54	繰入金	3,472,476	391,333	3,863,809
	5 繰入金	3,472,476	391,333	3,863,809

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 社会福祉費補助金	5,243	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5,243
		(1)障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策事業費交付金	(1,015)
		(2)介護サービス事業所等物価高騰対策事業費交付金	(4,228)
10 児童福祉費補助金	380	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
		(1)私立保育園等物価高騰対策事業費交付金	
15 水産業費補助金	6,404	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
		(1)漁家燃油高騰対策事業費交付金	
5 教育総務費補助金	14,418	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5,073
		(1)学校給食物価高騰対策事業費交付金	(5,073)
		2 学校施設環境改善交付金	9,345
		(1)給食センター建設事業費交付金	(9,345)
10 小学校費補助金	2,075	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
		(1)学校給食物価高騰対策事業費交付金	
15 中学校費補助金	1,456	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
		(1)学校給食物価高騰対策事業費交付金	
20 幼稚園費補助金	99	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
		(1)私立認定こども園物価高騰対策事業費交付金	
10 児童福祉費補助金	3,500	1 保育の職場づくり総合対策事業費補助金	
25 住宅費補助金	986	1 木造住宅耐震化促進事業費補助金	
15 立木売払収入	3,079	1 立木売払収入	

(款) 54 繰入金
(項) 5 繰入金

(単位:千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	3 基金繰入金	3,426,398	391,333	3,817,731
57	繰越金	140,545	37,566	178,111
	5 繰越金	140,545	37,566	178,111
	3 繰越金	140,545	37,566	178,111
60	諸収入	1,545,988	1,271	1,547,259
	25 雑入	985,462	1,271	986,733
	15 雑入	981,776	1,271	983,047
63	市債	2,374,900	13,400	2,388,300
	5 市債	2,374,900	13,400	2,388,300
	6 民生債	161,000	1,200	162,200
	21 教育債	366,900	12,200	379,100

節		金額	説 明
15	教育・文化振興基金繰入金	65,190	1 教育・文化振興基金繰入金
20	子育て等福祉基金繰入金	295,343	1 子育て等福祉基金繰入金
70	ふるさと応援基金繰入金	30,800	1 ふるさと応援基金繰入金
5	繰越金	37,566	1 繰越金
90	雑入	1,271	1 全国市有物件災害共済金
10	児童福祉債	1,200	1 こどもの国リニューアル事業債
5	教育総務債	12,200	1 給食センター建設事業債

(一般会計)

3 歳 出

(款) 6 総務費
(項) 5 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 総務費	9,564,236	4,818	9,569,054		4,818
5 総務管理費	8,904,330	4,818	8,909,148		4,818
18 企画費	5,309,422	4,818	5,314,240		4,818

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
18 負担金補助 及び交付金	4,818	1 その他諸経費 負担金補助及び交付金	4,818 (4,818)

(款) 9 民生費
(項) 5 社会福祉費

(単位：千円)

9	5	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	12,915,067	309,245	13,224,312	305,666	3,579
		社会福祉費	6,181,520	5,243	6,186,763	5,243	
	9	障害者福祉費	3,095,137	1,015	3,096,152	国庫支出金 1,015	
	12	老人福祉費	2,177,605	4,228	2,181,833	国庫支出金 4,228	

(一般会計)

節		説明	
区分	金額		
18	負担金補助及び交付金	1 障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策事業費 負担金補助及び交付金	1,015 (1,015)
18	負担金補助及び交付金	1 介護サービス事業所等物価高騰対策事業費 負担金補助及び交付金	4,228 (4,228)

(款) 9 民生費
(項) 10 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 児童福祉費	6,105,904	304,002	6,409,906	300,423	3,579
9 保育園費	2,721,327	7,380	2,728,707	国庫支出金 380 県支出金 3,500	3,500
15 児童文化センター費	279,202	1,279	280,481	市債 1,200	79
21 施設建設整備費	295,986	295,343	591,329	繰入金 295,343	

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
18 負担金補助及び交付金	7,380	1 私立保育園運営費等補助金 負担金補助及び交付金	7,000 (7,000)
		2 私立保育園等物価高騰対策事業費 負担金補助及び交付金	380 (380)
10 需用費	1,279	1 こどもの国リニューアル事業費 需用費	1,279 (1,279)
12 委託料	11,781	1 栗野地区認定こども園整備事業費 工事請負費	260,000 (260,000)
14 工事請負費	283,562	2 松原地区認定こども園用地整備事業費 委託料 工事請負費	35,343 (11,781) (23,562)

(款) 12 衛生費
(項) 10 清掃費

(単位：千円)

12	10	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛生費	3,047,926	6,358	3,054,284	1,271	5,087
		清掃費	1,060,646	6,358	1,067,004	1,271	5,087
	12	清掃センター費	689,601	6,358	695,959	諸収入 1,271	5,087

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	6,358	1 資源化減容化施設補修費 需用費	6,358 (6,358)

(一般会計)

(款) 18 農林水産業費
(項) 5 農業費

(単位：千円)

18	5	15	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			農林水産業費	751,259	9,657	760,916	7,636	2,021
			農業費	432,837	1,700	434,537		1,700
			農地費	95,186	1,700	96,886		1,700

区 分	金 額	節	
		説	明
18 負担金補助及び交付金	1,700	1 土地改良区施設維持管理体制整備等補助金	1,700
		負担金補助及び交付金	(1,700)

(一般会計)

(款) 18 農林水産業費
(項) 10 林業費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 林業費	106,091	1,232	107,323	1,232	
9 造林費	39,184	1,232	40,416	財産収入 1,232	

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
18 負担金補助 及び交付金	1,232	1 市行造林保育事業費 負担金補助及び交付金	1,232 (1,232)

(款) 18 農林水産業費
(項) 15 水産業費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
15 水産業費	212,331	6,725	219,056	6,404	321
6 水産業振興費	59,257	6,725	65,982	国庫支出金 6,404	321

区 分	金 額	説 明	
12 委 託 料	6,725	1 漁家燃油高騰対策事業費 委託料	6,725 (6,725)

(一般会計)

(款) 21 商工費
(項) 5 商工費

(単位：千円)

21	5	6	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			商工費	2,482,815	1,500	2,484,315		1,500
			商工費	2,482,815	1,500	2,484,315		1,500
			商工業振興費	1,433,095	1,500	1,434,595		1,500

区 分	金 額	節	
		説	明
12 委 託 料	1,500	1 まちづくりアクションプログラム推進事業費	1,500
		委託料	(1,500)

(一般会計)

(款) 24 土木費
(項) 30 住宅費

(単位：千円)

24	30	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土 木 費	3,632,645	12,824	3,645,469	986	11,838
		住 宅 費	604,748	12,824	617,572	986	11,838
	3	住宅総務費	124,068	12,824	136,892	県支出金 986	11,838

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明	
11	役 務 費		1,846	1 木造住宅耐震化促進事業費 負担金補助及び交付金	3,944 (3,944)
12	委 託 料		108	2 空き家等対策事業費 役務費	6,012 (1,846)
14	工事請負費		2,409	工事請負費	(2,409)
18	負担金補助 及び交付金		8,461	3 建築物耐風対策支援事業費 委託料 負担金補助及び交付金	(1,757) 2,868 (108) (2,760)

(款) 30 教育費
(項) 5 教育総務費

(単位：千円)

30	5	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	4,987,351	136,808	5,124,159	126,238	10,570
		教育総務費	826,074	114,617	940,691	110,008	4,609
	12	給食センター費	374,430	27,882	402,312	国庫支出金 5,073 繰入金 18,200	4,609
	15	給食センター建設費	109,152	86,735	195,887	国庫支出金 9,345 市債 12,200 繰入金 65,190	

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
区 分	金 額			
		10 需用費	27,882	1 学校給食物価高騰対策事業費 需用費 27,882 (27,882)
		14 工事請負費	86,735	1 給食センター建設事業費 工事請負費 86,735 (86,735)

(款) 30 教育費
(項) 10 小学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 小学校費	1,110,541	11,401	1,121,942	9,475	1,926
3 学校管理費	535,010	11,401	546,411	国庫支出金 2,075 繰入金 7,400	1,926

区 分	金 額	説 明	
10 需用費	11,401	1 学校給食物価高騰対策事業費 需用費	11,401 (11,401)

(一般会計)

(款) 30 教育費
(項) 15 中学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
15 中学校費	547,135	8,002	555,137	6,656	1,346
3 学校管理費	251,304	8,002	259,306	国庫支出金 1,456 繰入金 5,200	1,346

区 分	金 額	説 明	
10 需用費	8,002	1 学校給食物価高騰対策事業費 需用費	8,002 (8,002)

(一般会計)

(款) 30 教育費
(項) 20 幼稚園費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
20 幼稚園費	280,117	99	280,216	99	
3 幼稚園費	278,838	99	278,937	国庫支出金 99	

区 分	金 額	説 明	
18 負担金補助 及び交付金	99	1 私立認定こども園物価高騰対策事業費 負担金補助及び交付金	99 (99)

(一般会計)

(款) 30 教育費
(項) 30 保健体育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
30 保健体育費	643,419	2,689	646,108		2,689
6 体育振興費	41,953	2,689	44,642		2,689

区 分	金 額	説 明	
18 負担金補助及び交付金	2,689	1 女子レスリング日本代表合宿開催事業費補助金	2,689
		負担金補助及び交付金	(2,689)

(一般会計)

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

1 当該年度提出分

(単位 千円)

款項	事業名	全 体 計 画					前前年度末までの支出額	前年度末までの支出額(見込)	当該年度支出額	当該年度末までの支出額	翌年度以降の支出額	継続費の総額に対する進捗率(%)		
		年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										
				特 定 財 源									一般財源	
				国支出	県金	地方債								その他
30 教 育 総 務 費	5 教 育 センター 建設 事業	7	86,735	9,345	12,200	65,190			86,735	86,735		2.2		
		8	3,472,634	327,520	2,429,000	716,114					3,472,634	86.8		
		9	441,408	17,533	321,500	102,375					441,408	11.0		
		計	4,000,777	354,398	2,762,700	883,679				86,735	86,735	3,914,042	100.0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国 支 出	県 金	地 方 債		そ の 他
保育園給食調理業務委託料	410,752			令和7年度から令和11年度まで	410,752					410,752
衛生処理場運転管理等業務委託料	18,480			令和7年度から令和8年度まで	18,480					18,480
清掃センター整備事業 (地中障害物対応分・インフレスライド分)	545,949			令和7年度から令和9年度まで	545,949	155,321	256,000	134,628		

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み				当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中 元金償還 見込額	当該年度末現在高見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額		補正前の額	補正額	補正後の額
1 普通債	19,419,578	24,038,438	2,344,200	13,400	2,357,600	1,432,979	24,949,659	13,400	24,963,059
(3) 教 育	3,757,550	4,131,375	366,900	12,200	379,100	341,506	4,156,769	12,200	4,168,969
(6) 民 生	297,647	721,947	161,000	1,200	162,200	31,675	851,272	1,200	852,472
合 計	29,105,471	32,973,654	2,374,900	13,400	2,388,300	2,284,381	33,064,173	13,400	33,077,573

第 77 号 議 案

令和 7 年度敦賀市国民健康保険 (事業勘定の部) 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 7 年度敦賀市の国民健康保険 (事業勘定の部) 特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 事業勘定の部の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,622 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,780,765 千円とする。
- 2 事業勘定の部の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		1	1,622	1,623
	10 国庫補助金	1	1,622	1,623
歳入合計		5,779,143	1,622	5,780,765

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 総務費		129,392	1,622	131,014
	10 徴税費	41,996	1,622	43,618
歳 出	合 計	5,779,143	1,622	5,780,765

2 歳 入

(款) 9 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
9	国庫支出金	1	1,622	1,623
	10 国庫補助金	1	1,622	1,623
	3 総務費補助金	0	1,622	1,622

節		金額	説 明
区 分			
35	子ども・子育て支援事業費補助金	1,622	1 子ども・子育て支援事業費補助金

(国民健康保険(事業勘定の部)特別会計)

3 歳 出

(款) 3 総務費
(項) 10 徴税費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 総務費	129,392	1,622	131,014	1,622	
10 徴税費	41,996	1,622	43,618	1,622	
3 賦課徴収費	41,996	1,622	43,618	国庫支出金 1,622	

区 分	金 額	説 明	
		節	
12 委 託 料	1,622	1 国民健康保険システム改修事業費 委託料	1,622 (1,622)

(国民健康保険(事業勘定の部)特別会計)

第 78 号 議 案

令和 7 年度敦賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度敦賀市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,652 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,045,173 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 国庫支出金		0	3,652	3,652
	10 国庫補助金	0	3,652	3,652
歳入合計		1,041,521	3,652	1,045,173

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 総務費		12,702	3,652	16,354
	10 徴収費	7,417	3,652	11,069
歳 出	合 計	1,041,521	3,652	1,045,173

2 歳 入

(款) 7 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
7	国庫支出金	0	3,652	3,652
10	国庫補助金	0	3,652	3,652
3	総務費国庫補助金	0	3,652	3,652

節		金額	説 明
区 分			
5	子ども・子育て支援事業費補助金	3,652	1 子ども・子育て支援事業費補助金

(後期高齢者医療特別会計)

3 歳 出

(款) 3 総務費
(項) 10 徴収費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 総務費	12,702	3,652	16,354	3,652	
10 徴収費	7,417	3,652	11,069	3,652	
3 徴収費	7,417	3,652	11,069	国庫支出金 3,652	

区 分	金 額	説 明	
12 委 託 料	3,652	1 電算システム改造費 委託料	3,652 (3,652)

(後期高齢者医療特別会計)

第 79 号 議 案

令和 7 年度市立敦賀病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度市立敦賀病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度市立敦賀病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文かっこ書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「395,851 千円」を「395,873 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「395,851 千円」を「395,873 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 資 本 的 収 入	788,283 千円	13,800 千円	802,083 千円
第 1 項 企 業 債	280,600 千円	13,800 千円	294,400 千円

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 資 本 的 支 出	1,184,134 千円	13,822 千円	1,197,956 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	609,133 千円	13,822 千円	622,955 千円

(企業債)

第3条 予算第6条に定めた企業債のうち限度額を、次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
市立敦賀病院 設備改修事業	56,800	70,600

令和7年9月8日 提出

敦賀市長 米澤光治

令和7年度市立敦賀病院事業会計予算実施計画補正
資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			788,283	13,800	802,083
	1 企業債		280,600	13,800	294,400
		1 企業債	280,600	13,800	294,400

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			1,184,134	13,822	1,197,956
	1 建設改良費		609,133	13,822	622,955
		1 建物整備費	56,837	13,822	70,659

令和7年度市立敦賀病院事業会計補正予算実施計画説明書
資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目	節				
1	資本的収入		788,283	13,800	802,083	
1	企業債		280,600	13,800	294,400	
	1 企業債		280,600	13,800	294,400	
		1 企業債	280,600	13,800	294,400	

支 出

(単位 千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	説 明
款 項	目	節				
1	資本的支出		1,184,134	13,822	1,197,956	
1	建設改良費		609,133	13,822	622,955	
	1 建物整備費		56,837	13,822	70,659	
		1 工事請負費	56,837	13,822	70,659	北診療棟空調設備更新 工事費

第 80 号 議 案

敦賀市議会議員及び敦賀市長の選挙における選挙運動用自動車
の使用等の公営に関する条例の一部改正の件

敦賀市議会議員及び敦賀市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等
の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市議会議員及び敦賀市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市議会議員及び敦賀市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年敦賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第5条 敦賀市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第5条 敦賀市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相</p>

当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第6条 敦賀市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙における当該法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条の2ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第6条 敦賀市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙における当該法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条の2ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 81 号 議 案

市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正の件

市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給料その他の給与に関する条例（昭和32年敦賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(市長の給料に関する特例措置)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7</u> 市長の令和7年11月1日から令和8年1月31日までの期間に係る給料月額は、第2条の規定にかかわらず、<u>同条に規定する額からその額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。ただし、その期間において支給されることとなる期末手当及びその期間に退職した場合において支給されることとなる退職手当の計算の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</u></p> <p>(助役の給料に関する特例措置)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p>(副市長の給料に関する特例措置)</p> <p><u>10</u> (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(市長の給料に関する特例措置)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(副市長の給料に関する特例措置)</p> <p>9 (略)</p>

<u>1 1</u> (略)	<u>1 0</u> (略)
<u>1 2</u> (略)	<u>1 1</u> (略)
<u>1 3</u> 副市長の令和7年11月1日から 令和8年1月31日までの期間に係 る給料月額は、第2条の規定にかか わらず、同条に規定する額からその 額の100分の5(市民生活部に関 する事務を担当する副市長にあつて は、100分の10)に相当する額 を減じて得た額とする。ただし、そ の期間において支給されることとな る期末手当及びその期間に退職した 場合において支給されることとなる 退職手当の計算の基礎となる給料月 額は、同条に規定する額とする。 (収入役の給料に関する特例措置)	(収入役の給料に関する特例措置)
<u>1 4</u> (略) (平成21年6月に支給する期末手当 に関する特例措置)	<u>1 2</u> (略) (平成21年6月に支給する期末手当 に関する特例措置)
<u>1 5</u> (略) (令和2年6月に支給する期末手当に 関する特例措置)	<u>1 3</u> (略) (令和2年6月に支給する期末手当に 関する特例措置)
<u>1 6</u> (略)	<u>1 4</u> (略)

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

提案理由

本市職員の死亡事案に係る管理監督責任及び市民の市政に対する信用を失墜したことに対する責任を明らかにするため、市長及び副市長の給料の額を減額したいので、この案を提出する。

第 82 号 議 案

敦賀市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件

敦賀市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成29年敦賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(利用料金等)				(利用料金等)			
第13条 (略)				第13条 (略)			
2 指定管理者は、自動車駐車場を利用する者の利便を図るため、当該自動車駐車場の利用状況等を勘案し、定期駐車券を発行することができる。				2 指定管理者は、自動車駐車場を利用する者の利便を図るため、当該自動車駐車場の利用状況等を勘案し、定期駐車券及び <u>プリペイドカード</u> を発行することができる。			
3 (略)				3 (略)			
4 利用料金は、第4条第2号に掲げる車両（以下「自動車」という。）を駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、第2項の規定により定期駐車券を発行する場合は、その発行の際、徴収する。				4 利用料金は、第4条第2号に掲げる車両（以下「自動車」という。）を駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、第2項の規定により定期駐車券又は <u>プリペイドカード</u> を発行する場合は、その発行の際、徴収する。			
5・6 (略)				5・6 (略)			
別表（第13条関係）				別表（第13条関係）			
駐車場	種別	金額		駐車場	種別	金額	
敦賀駅前立体	普通駐車場の料	1時間ごとに	1 入庫からの駐車時間が1時間以内であ	敦賀駅前立体	普通駐車場の料	1時間ごとに	1 入庫からの駐車時間が1時間以内であ

駐車場	金	200 円	るときは、無料とする。	駐車場	金	100 円	るときは、無料とする。	
			2 駐車時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。				2 駐車時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。	
			3 平日に入庫				24時間までの上限額を800円とする。	3 駐車時間が8時間を超える場合は、24時間まで800円とする。
			4 休日に等に入庫				24時間までの上限額を1,000円とする。	
			5 入庫				駐車時間が24時間を超える場合は、24時間ごとに再入庫したものとみなして、2及び3又は2及び4の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。	4 駐車時間が24時間を超える場合は、24時間に達した時以後24時間ごとに2及び3の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。
定期駐車券の料金	(略)	(略)	定期駐車券の料金	(略)	(略)	(略)	(略)	
					プリペイドカードの料金	6,000円	5,000円	
白銀駐車場	普通駐車の料金	1時間ごとに	1 入庫からの駐車時間が1時間以内であ	白銀駐車場	普通駐車の料金	1時間ごとに	1 入場からの駐車時間が1時間以内であ	

	金	100 円	<p>るときは、無料とする。</p> <p>2 駐車時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p> <p>3 <u>24時間までの上限額を700円</u>とする。</p> <p>4 駐車時間が24時間を超える場合は、<u>24時間ごとに再入庫したもの</u>とみなして、2及び3の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。</p>		金	100 円	<p>るときは、無料とする。</p> <p>2 駐車時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p> <p>3 <u>駐車時間が7時間を超える場合は、24時間まで700円</u>とする。</p> <p>4 駐車時間が24時間を超える場合は、<u>24時間に達した時</u>以後24時間ごとに2及び3の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。</p>
	定期駐車券の料金	(略)	(略)		定期駐車券の料金	(略)	(略)
					プリペイドカードの料金	7,000円	6,000円
敦賀駅東口駐車場	駐車料金	30分ごとに100円	<p>1 <u>入庫</u>からの駐車時間が1時間以内であるときは、無料とする。</p> <p>2 駐車時間に30分未満の端数があると</p>	敦賀駅東口駐車場	駐車料金	30分ごとに100円	<p>1 <u>入場</u>からの駐車時間が1時間以内であるときは、無料とする。</p> <p>2 駐車時間に30分未満の端数があると</p>

		きは、30分として計算する。
	3 平日 に入 庫	24時間までの 上限額を800 円とする。
	4 休日 等に 入庫	24時間までの 上限額を1,0 00円とする。
	5	駐車時間が24時 間を超える場合は、 24時間ごとに再入 庫したものとみなし て、2及び3又は2 及び4の方法により 算定した額を24時 間までの額に加算す る。

備考

- 1 この表において「平日」とは、
休日等以外の日をいい、「休日等
」とは、土曜日、日曜日、国民の
祝日に関する法律（昭和23年法
律第178号）第3条に規定する
休日及び市長が別に定める日をい
う。
- 2 （略）
- 3 「平日定期駐車券」とは、月の
初日から当該月の末日までの間の
平日（自動車駐車場の駐車のために
供する部分の全てが利用されてい

		きは、30分として計算する。
	3	駐車時間が4時間 を超える場合は、2 4時間まで700円 とする。
	4	駐車時間が24時 間を超える場合は、 24時間に達した時 以後24時間ごとに 2及び3の方法によ り算定した額を24 時間までの額に加算 する。

備考

- 1 （略）
- 2 「平日定期駐車券」とは、月の
初日から当該月の末日までの間の
土曜日、日曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第1

るときを除く。)に、自動車を駐車できるものをいう。

4 (略)

78号)第3条に規定する休日を
除く日(自動車駐車場の駐車
の用に供する部分の全てが
利用されているときを除く。)
に、自動車を駐車できるものをいう。

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の前に入庫し、同日以後に出庫した駐車場の利用に係る駐車料金については、この条例による改正後の別表の規定を適用する。

提案理由

敦賀駅周辺駐車場の混雑緩和を図るため、料金体系を改定したいので、この案を提出する。

第 83 号 議 案

公立大学法人敦賀市立看護大学の第3期中期目標を定める件

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、次のとおり公立大学法人敦賀市立看護大学の第3期中期目標を定めることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

公立大学法人敦賀市立看護大学の第3期中期目標を定めたいので、この案を提出する。

公立大学法人敦賀市立看護大学第3期中期目標

公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）は、敦賀市立看護大学を設置し、及び管理することを通して、豊かな教養と総合的な判断力、高度な専門的知識と実践力を有する人材を育成するとともに、看護の発展に貢献できる質の高い研究に取り組むことにより、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的としている。

近年、大学を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、少子化に伴うこどもの減少と同時に、看護系大学の設置が全国的に進む中、「選ばれる大学」としてあり続けるためには、地元入学者を確保するための入試制度の整備や地元就職者数の増加に資する地域医療機関等との連携、地元看護職を対象とした大学院プログラムの展開などの地域のニーズに対応した大学運営が重要である。

また、IT技術の急速な進化をはじめ、日々変化する医療現場にて求められる技術・能力を身に付けることができる教育を提供していく必要がある。

このため、敦賀市は、法人が社会情勢の変化に対応しながら、地域とともに発展しつづけることができるよう、この中期目標を定める。

1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

(1) 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間とする。

(2) 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、敦賀市立看護大学に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

看護学部看護学科

大学院看護学研究科

助産学専攻科

2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育に関する目標

ア 教育の成果・内容に関する目標

(ア) 地域医療の充実と発展を自らの使命とし、現場の課題解決が出

来る研究的思考を備え、地域に貢献できる人材を育成する。

(イ) 学生が看護師や保健師、助産師の国家試験に合格できるよう組織的な支援を行い、常に全国平均以上の合格率を目指す。

(ウ) 医療やITの進展、地域医療等における社会的要請の変化を見据え、教育内容及びカリキュラムの点検と見直しを行う。

<看護学部看護学科>

豊かな教養を身に付けた自立した社会人であると同時に、高度な医療に対応できる専門的知識、技術、倫理観を身に付け、人に対する畏敬の念をもって看護を実践できる人材を育成する。

<大学院看護学研究科>

高度な看護実践力を基盤にした学術研究を通して、看護技術の開発に貢献すると同時に、看護学の発展に寄与し、その成果を地域に還元することができる人材を育成する。

<助産学専攻科>

助産に関する高度な知識と正確な技術をもって、地域の女性の生涯にわたる健康支援に貢献できる助産師を育成する。

イ 教育の実施体制に関する目標

教育の質を高めるため、学生による授業評価に加え、卒業生へのアンケート調査による評価などの組織的な教育改善活動に取り組むとともに、教職員個々の能力を保証し、育成・向上を図るための全学的な研修等を継続的に行う。

ウ 学生支援に関する目標

(ア) 履修指導をはじめとした学習や学生生活に関する相談支援、授業料免除制度の適切な運用、各種奨学金の情報提供などによる経済的な支援を行い、退学・休学・留年等を最小限に抑える。

(イ) 学生へのハラスメント防止のため、教職員への研修や指導を行うとともに、ハラスメント発生時に備え、学生に対する研修や相談窓口の周知、組織的な支援体制等の充実を継続して行う。

(ウ) 学生のキャリア教育を実施し、それぞれの希望に沿った進学・就職ができるよう支援する。

エ 学生の確保に関する目標

(ア) 高校等と連携し、受験生及び保護者に積極的な情報発信を行う

ことにより、多くの優れた受験生を確保する。

- (イ) 令和8年度入学者選抜試験より実施する推薦入試における募集人数の拡大の結果を分析し、地域医療への貢献を目指す学生をより多く確保できる入学試験制度を整備する。
- (ウ) 社会人や臨床現場の看護職など、多様なステークホルダーを対象とした広報活動を展開し、潜在的な志願者の開拓を目指す。
- (エ) 中長期的な学生募集を見据え、地元の児童生徒に対して、大学や看護への興味・関心を促すような取組を行う。

(2) 研究に関する目標

ア 研究の成果・内容に関する目標

- (ア) 教員それぞれの専門領域の研究に加え、関係機関との連携のもと、地域のニーズに応じた研究を組織的に推進し、研究活動の活性化を図る。
- (イ) 地域における健康課題について研究を行い、その成果を地域に還元する。

イ 研究の実施体制に関する目標

- (ア) 研究費の適切な配分や研究サポート体制の更なる整備を行うなど、組織的な研究実施体制を強化する。
- (イ) 地域・在宅ケア研究センター及び救急・災害看護研究センターを拠点として、引き続き、地域のニーズや健康課題に即した研究を行う。
- (ウ) 研究倫理の遵守及び研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保に関する組織的な対応を行う。

(3) 地域貢献・国際交流に関する目標

ア 地域貢献に関する目標

- (ア) 地域社会の健康や福祉に関するニーズを把握し、住民の健康や福祉に寄与する方策を提言する。
- (イ) 健康事業の実施や健康に関する講座等の実施を通して、地域住民の健康増進に寄与する。
- (ウ) 医療・看護従事者や地域住民が大学で学ぶことができるよう、授業を履修・聴講できる制度を継続するとともに、看護職向けの教育プログラムの充実を図る。

- (エ) 地域と学生・教職員の結び付きを深めるため、地域住民と交流する機会を充実させる。
- (オ) 学生に地域の医療機関の情報や魅力を積極的に提供するなど、市内就職の増加に向けた取組を強化し、卒業生及び修了生の2割以上の市内定着を目指す。
- (カ) 地域に開かれた大学として、大学の施設・設備を広く地域住民や団体、市内教育機関等の利用に供する。
- (キ) 災害時における避難所としての機能の維持・向上を図るとともに、教職員が敦賀市や医療機関、消防署等と連携し、被災した地域住民の救護・支援等に円滑に協力できる体制を確保する。

イ 国際交流に関する目標

大学の教育研究水準を向上させ、国際的視野を持つ人材を養成するため、国外の教育研究機関との連携・交流を図る。

3 大学運営に関する目標

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

ア 組織体制に関する目標

- (ア) 理事長、理事、幹部職員の連絡を密にし、適切な役割分担を行い、迅速で柔軟な意思決定を行う。
- (イ) 大学運営に教職員の優れた意見を反映できる仕組みを構築し、有効に機能させる。
- (ウ) 組織内の迅速な情報共有体制を維持し、理事長、理事、教職員が一体となって大学運営に取り組む。
- (エ) 内部統制の仕組みを適切に運用するとともに、法改正や社会的要請の変化が生じた際は、迅速に体制の見直しを行う。

イ 人事の適正化に関する目標

- (ア) 働く意欲を高め、大学の教育研究の質を向上させるため、理事長、理事、教職員の業績を適正に評価する。
- (イ) 職位、専門分野、年齢、財務等のバランスを考慮した上、中長期的な視点で教職員の採用計画を策定・公表し、教員組織の構築・維持に取り組む。

(2) 財務内容の改善に関する目標

ア 自己収入の確保に関する目標

- (ア) 科学研究費補助金をはじめ、外部資金の獲得についての数値目標を設定し、積極的に取り組む。
- (イ) 学納金や施設使用料等について、適正な金額を定め、収入の確保に努める。
- エ 経費の適切な使用に関する目標
 - 教職員のコスト意識を高め、業務の効率的な執行を図るとともに、経費の抑制に努める。
- ウ 安定した大学運営に関する目標
 - 物価、人件費等の変動や社会情勢の変化を注視し、将来にわたり安定した大学運営が行われるよう、自律的かつ継続可能な財務運営を行う。
- (3) 自ら行う点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標
 - (ア) 自己点検評価を定期的を実施し、認証評価機関が行う大学評価、評価委員会が行う法人評価の結果と併せ、教育研究活動や業務運営の改善に活用する。
 - (イ) 常に内部質保証体制の整備を図り、教学 I R システムの活用等により、エビデンスに基づいた自己点検評価を行う。
- (4) 広報・情報公開に関する目標
 - (ア) 大学の広報や情報発信を組織的・戦略的に行い、大学のイメージアップを図る。
 - (イ) 社会的説明責任を果たすため、大学における教育や運営に関する情報を積極的に公開する。
- (5) その他業務運営に関する目標
 - ア 施設・設備の整備及び活用に関する目標
 - (ア) 長期的な視点に立って施設・設備の整備を図り、良好で快適な環境の維持に努める。
 - (イ) 施設の長寿命化を図るための劣化診断等を行い、必要に応じて改修計画を策定する。
 - (ウ) 附属施設における専門機器や学術資料を継続的に整備し、教育研究活動及び地域貢献活動に有効活用する。
 - (エ) 情報システムの最適化及び業務への有効活用を図る。
 - イ 危機管理等に関する目標

- (ア) 災害に備え、継続的に訓練を行うほか、災害対応に必要な物資の充実を図る。
- (イ) 災害、天候、感染症等の状況に応じた迅速な対応を行い、学生・教職員の安全を確保する。
- (ウ) 長時間労働の防止を含む安全衛生管理と職場内のハラスメント防止に努め、事案が発生した際は、迅速かつ厳正に対処する。
- (エ) 情報セキュリティの確保について、人的側面と技術的側面の双方からの取組により、インシデントの発生を抑えるとともに、事案が発生した際は、迅速に対処する。

第 84 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおり敦賀赤レンガ倉庫の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
敦賀赤レンガ倉庫
- 2 指定管理者となる団体
東京都港区港南1丁目2番70号
株式会社丹青社
代表取締役社長 小林 統
- 3 指定期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

敦賀赤レンガ倉庫の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

第 85 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおり敦賀市営駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

- (1) 敦賀駅前立体駐車場
- (2) 白銀駐車場
- (3) 敦賀駅東口駐車場

2 指定管理者となる団体

タイムズグループ

代表者 東京都品川区西五反田2丁目20番4号

タイムズ24株式会社

代表取締役 西 川 光 一

構成員 東京都品川区西五反田2丁目20番4号

タイムズサービス株式会社

代表取締役 川 崎 計 介

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

敦賀市営駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

第 86 号 議 案

建物取得の件

次のとおり建物を取得する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 建物の所在地 敦賀市本町1丁目4番地2
- 2 建物の構造及び床面積
 - (1) 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
 - (2) 床面積 731.23平方メートル
- 3 取得予定価格 金44,900,000円
- 4 契約の相手方 福井県敦賀市本町1丁目4番20号
正 木 年 男 ほか1名

提案理由

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第 87 号 議 案

栗野地区認定こども園用地取得の件

栗野地区認定こども園用地として次のとおり土地を取得する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 土地の所在地 敦賀市櫛林 8 号堂ノ上 8 番 1 ほか 6 筆
- 2 土地の地目及び面積 田 6, 9 4 7. 2 6 平方メートル
合計 6, 9 4 7. 2 6 平方メートル
- 3 取得予定価格 金 1 7 4, 2 7 5, 5 3 8 円
- 4 契約の相手方 福井県敦賀市櫛林 1 1 号 7 番地
雁 子 修 一 ほか 4 名

提案理由

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

第 88 号 議 案

敦賀市立やまびこ園増築等建築工事請負契約変更の件

敦賀市立やまびこ園増築等建築工事請負契約を次のとおり変更して契約を締結する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 契約の目的 敦賀市立やまびこ園増築等建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の内容 契約の金額
変更前 金 3 2 7 , 3 6 0 , 0 0 0 円
変更後 金 4 0 4 , 6 7 9 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 福井県敦賀市観音町 1 2 番 1
株式会社塩浜工業
代表取締役 塩 浜 都 広
- 5 変更理由 一部工事内容の変更

提案理由

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

第 89 号 議 案

教職員用端末購入の件

教職員用端末を次のとおり購入する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- | | | | |
|---|-----------|------------------------------|------|
| 1 | 財産の種別及び数量 | 教職員用端末 | 460台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 契約の金額 | 金164,232,200円 | |
| 4 | 契約の相手方 | 福井県敦賀市昭和町2丁目2番地22
株式会社TAS | |
- 代表取締役社長 加 藤 宏 吉

提案理由

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第 92 号 議 案

令和 6 年度敦賀市水道事業利益剰余金処分の件

令和 6 年度敦賀市水道事業利益剰余金の一部を、次の第 2 項のように処分する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

令和6年度敦賀市水道事業利益剰余金処分計算書

		(単位 円)
1	当年度未処分利益剰余金	382,724,815
2	利益剰余金処分数額	
(1)	建設改良積立金	170,000,000
(2)	資本金	<u>210,000,000</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>2,724,815</u>

提案理由

利益剰余金の一部を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出する。

第 94 号 議 案

令和 6 年度敦賀市下水道事業利益剰余金処分の件

令和 6 年度敦賀市下水道事業利益剰余金の一部を、次の第 2 項のように処分する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

令和6年度敦賀市下水道事業利益剰余金処分計算書

			(単位 円)
1	当年度未処分利益剰余金		350,243,707
2	利益剰余金処分数額		
(1)	減債積立金	210,000,000	
(2)	資本金	<u>140,000,000</u>	<u>350,000,000</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u>243,707</u>

提案理由

利益剰余金の一部を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出する。